

特定外来生物 **アライグマ** にご注意ください!

問/環境推進課 ☎463-1504

アライグマは、外来生物の中でも特に地域の自然に大きな影響を与え、在来の動植物を脅かす**特定外来生物**です。アライグマを見つけたら、危険なので近寄らないようご注意ください。また、農作物や果樹などに被害がある場合は、環境推進課までご相談ください。

【アライグマ】



特徴は
しっぽの
しま模様!

姿はタヌキに似ているが、しっぽは長く、黒色と茶褐色のしま模様となっている。ひげが白い。木登りが得意で、屋根裏などにねぐらを作る。

◆アライグマと間違えやすい動物◆

特定外来生物ではないため、むやみに捕獲・駆除することはできません。



【ハクビシン】アライグマと生息場所が似ているが、鼻から頭にかけて白いたて線がある。しっぽは細長い。



【タヌキ】しっぽは太く短く、しま模様がない。ひげが黒い。木登りなどは不得意。日本の代表的な哺乳類。

期間限定!

運転免許自主返納啓発事業 を実施しています!

申・問/まちづくり推進課
☎463-1514

支援内容 ①、②のいずれか、年度問わず1人1回限り

① 市内循環バス回数券(100枚綴)

15,000円相当 

② タクシー利用券(20枚綴)

10,000円相当 

※①は7月1日の運賃改定後、18,000円相当として1枚で1回利用できます。

対象 平成31年4月1日以降に運転免許を自主返納し、自主返納日および申請日ともに市内在住の方
※運転免許が失効した方は対象となりません。

必要書類

① 申請書兼受領書

② 運転免許取消通知書

③ 本人確認書類

市ホームページ

運転免許取消通知書は、免許証を自主返納した際に交付されます。申請書兼受領書と委任状はまちづくり推進課で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。
※代理人による申請は、委任状と代理人の印鑑が必要となります。



申請方法

まちづくり推進課窓口(市役所5階)に必要な書類を提出
※書類に不備がなければ、その場で回数券等を交付します。

申請期間

随時受付中
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く 午前9時~午後5時)

※免許証の返納手続は、市役所ではなく、各警察署や運転免許センターで行えます。

安全運転相談窓口も!

埼玉県警察では、運転に不安のある方やその家族の方などから相談を受け付ける「安全運転相談窓口」(☎048-543-2001)を用意しています。ぜひご利用ください。